

## 学校法人小池学園内部監査規則

### (目的)

第1条 この規則は、学校法人小池学園（以下「学園」という。）における内部監査（以下「監査」という。）に関する事項を定め、監査の実施を円滑かつ効率的に推進することを目的とする。

### (監査の担当部門)

第2条 監査の担当部門は、内部監査班とする。

- 2 内部監査班には、内部監査班長及び監査担当者若干名を置く。
- 3 内部監査班長及び監査担当者は、理事長が職員の中から選任する。

### (他の監査機関との連携)

第3条 内部監査班長及び監査担当者は、監査の実施に際し、監事又は監査法人と緊密に連携し、監事又は監査法人による監査の補完を行い、学園の監査の効率的な実施に努めなければならない。

### (監査の種類及び内容)

第4条 監査の種類及び内容は、次のとおりとする。

#### (1) 業務監査

業務の管理運営、適法性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する監査

#### (2) 会計監査

予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適法性に関する監査

### (監査の区分及び内容)

第5条 監査の区分及び内容は、次のとおりとする。

#### (1) 定期監査

監査計画に基づいて定期的に実施する。

#### (2) 臨時監査

理事長の指示に基づいて随時実施する。

### (監査の実施)

第6条 内部監査班長及び監査担当者は、書類調査、実地調査、報告及び説明の要求その他の適切な方法により監査を実施しなければならない。

(職務権限)

第7条 内部監査班長及び監査担当者は、監査の実施に際し、被監査部門の責任者に対し、監査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

2 被監査部門の責任者は、前項の要求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

3 内部監査班長及び監査担当者は、監査の実施のために必要と認める場合には、理事長の許可を得て、理事会、その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第8条 内部監査班長及び監査担当者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 事実に基づいた監査を実施し、かつ、監査の意見の表明を行うに当たっては、常に公平不偏の態度を保持すること。

(2) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏らさないこと。

(3) 被監査部門の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(監査計画)

第9条 内部監査班長は、毎会計年度開始後1か月以内に当該年度の監査計画を立案し、理事長の承認を受けなければならない。

(監査実施計画書)

第10条 内部監査班長は、定期監査を実施する場合には、内部監査実施計画書を作成し、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(監査実施通知書)

第11条 内部監査班長は、監査を実施する場合には、その開始予定日の2週間前までに、被監査部門の責任者に対して、内部監査実施通知書により通知しなければならない。ただし、臨時監査を実施する場合には、その通知を省略することができる。

(監査報告書の作成等)

第12条 内部監査班長は、監査終了後1か月以内に内部監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 内部監査班長は、内部監査報告書の作成に当たっては、監査結果について被監査部門の責任者の意見を聴取し、必要があると認めるときは、関係部門の責任者の意見をも聴取し、これに付記しなければならない。

- 3 内部監査班長は、監査結果に基づいて、理事長に対して、被監査部門（必要があると認めるときは、関係部門を含む。以下同じ。）の業務の是正のための意見を述べることができる。

（業務是正）

第 13 条 理事長は、監査の結果を被監査部門の責任者に通知し、必要があると認めるときは、被監査部門に対して、業務の是正の指示を行わなければならない。

- 2 前項の指示を受けた被監査部門の責任者は、遅滞なく業務の是正を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。

（改廃）

第 14 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。